

§ 3. The dossier and the report are submitted to the [Permanent Operational Commission (9)], which furnishes the Minister with advice within three months after those documents were sent.

The Minister decides whether or not to renew the authorization.

The external service is informed of the decision by registered letter.

The renewal of the authorization is granted for a term of five years.

The [Permanent Operational Commission (9)] is informed of the Minister's decision. (1)]

[Art. 41. – Every application for further renewal of a authorization is investigated and granted in accordance with the provisions of Article 39 on the understanding that the financial report, the report on the operation and organisation of the service and on assignments stated by the service referred to in Article 39 § 1, third paragraph, 2° and 3°, relate to the last five years.

All notices made in implementation of the provisions of this section are deemed to have been received on the third working day after the registered letter was handed in at the post office. (1)]

[Art. 42. – The authorised services are obliged, on their own initiative, to provide the Administration of occupational hygiene and medicine with the following information and documents:

- 1° any amendment of their Articles of Association;
- 2° any amendment to the organisation, available resources and quality policy that is of such a nature that it influences compliance with the terms of this decision;
- 3° any appointment or replacement of a prevention counsellor, whether or not s/he is entrusted with the management of a service or a section;
- 4° the rate system referred to in Article 10;
- 5° the annual account referred to in Article 31;
- 6° the budget and annual account as referred to in Article 16, fifth paragraph.
- [7° any withdrawal or expiry of the certificate referred to in Article 7, § 3, fourth paragraph. (4)]

The documents referred to in the first paragraph, 5° and 6° must be sent at the latest on 30 June of the following year.

These documents are kept available for the [Permanent Operational Commission (9)]. (1)]

[Art. 43. – The recognised external services are obliged, at the request of the official responsible for the supervision, to provide all documents or information that relate to their activities or operations, or that are essential for supervising compliance with this decree.

If the officials responsible for the supervision establish that the external service no longer complies with the provisions of this decree, they can determine a term within which the external service must comply with them. When the external service is the holder of a certificate as referred to in Article 7, § 3, fourth paragraph, the Directorate-General for the Humanisation of Work of the Federal Public Service Employment, Labour and Social Dialogue informs the certification

body which certified the quality system of the external service of all the findings that are relevant to the certification.

If the external service has not put its affairs in order after the lapse of the term referred to in the previous paragraph or when the management referred to in the previous paragraph establishes that the certificate referred to in Article 7, § 3, fourth paragraph has been withdrawn, has not been renewed or not been issued by the certification body, the Minister can make one of the following decisions based on a detailed report by the official responsible for the supervision:

- 1° either to limit the authorization to the assignments that are the subject of the existing agreements for a term that s/he determines;
- 2° or to grant a preliminary authorization of six months, which is renewable once, and whereby the original authorization is suspended;
- 3° or to withdraw the authorization.

If, at the expiry of the term referred to in the third paragraph, 1° or at the end of the preliminary authorization referred to in the third paragraph, 2°, the external service provides proof that it complies with the provisions of this decree, the original authorization is resumed until the specified term lapses. If it does not, the Minister can either withdraw the original authorization, or definitively impose the restriction as referred to in the third paragraph, 1°, or limit the original authorization to only the assignments that are the subject of the agreements existing before the period of suspension as referred to in the third paragraph, 2°.

The decisions made in implementation of the second, third and fourth paragraphs, are served, with a statement of the reasons, on the respective external service by registered letter. The Permanent Operational Commission is also informed of this decision.

The certification body of the respective service is informed of the decisions made in implementation of the third and fourth paragraphs. (11)]

Art. 44. – [The Permanent Operational Commission established in the High Council for Prevention and Protection at work (9)] has the following mission:

- [1° to give advice on applications for authorization, applications for renewal of the authorization, applications for expansion of the territorial authorization and applications for expansion of the sector-wide authorization (1)];
- 2° to formulate advice and proposals on the authorization terms, in particular regarding the principles of total quality management;
- 3° to investigate the annual accounts and financial reports that are drawn up by the external service.

労働における予防と保護のための外部サービスに関する王室法令

1998年3月27日

(1998年3月31日付ベルギー官報)

- 修正 : (1) 予防カウンセラーにより提供されるサービスに対する最低保証報酬と、これらサービスの認可に関連し、また各種規制条項の修正を目的とした王室法令 1998年3月27日の修正を目的とする王室法令 2002年2月20日 (2002年3月8日付ベルギー官報)
- (2) 労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントからの保護に関する王室法令 2002年7月11日 (2002年7月18日付ベルギー官報)
- (3) 就業中の労働者の福利に関する 1996年8月4日付条例の遵守を所管する担当官の指名に関する王室法令 2002年8月28日 (2002年9月18日付ベルギー官報)
- (4) 王室法令 2003年3月31日 (2003年4月9日付ベルギー官報)
- (5) 労働者の福利監視に関する王室法令 2003年5月28日 (2003年6月16日付ベルギー官報)
- (6) 王室法令 2003年12月2日 (2004年1月8日付ベルギー官報)
- (7) 労働における予防と保護に関する外部サービスの予防カウンセラーの専門性に関する王室法令 2003年12月5日 (2003年12月22日付ベルギー官報)
- (8) 特定文書に関するコピー証明申告の要求廃止に関する王室法令 2006年2月17日 (2006年3月16日付ベルギー官報)
- (9) 労働における予防と保護に関する高等評議会の業務再編に続く各種王室法令の調整を目的とする王室法令 2006年10月23日 (2006年11月21日付ベルギー官報)
- (10) 労働における予防と保護のための内部および外部サービスの予防カウンセラーのための訓練コースおよび再教育コースに関する王室法令 2007年5月17日 (2007年7月11日付ベルギー官報)
- (11) 王室法令 2009年5月19日 (2009年6月8日付ベルギー官報)

セクション I - 外部サービスに関する一般条項

第1条—この法令の目的のため、以下の定義が適用される。

1° 条例：就業中の労働者の福利に関する 1996年8月4日付条例。

2° 外部サービス：「労働における予防と保護のための外部サービス」

3° 外部サービスの予防カウンセラー：「職場における予防と保護のための内部サービス」に関する王室法令 1998 年 3 月 27 日セクション 2 で言及している任務を所管する外部サービス所属の自然人で、第 21 条で言及している分野のひとつを専門とすると同時に第 22 条の条件に適合する者。

4° 委員会：労働における予防と保護のための委員会。条例第 53 条の規定に従い、委員会不在の場合は労働組合の代表者、労働組合代表者不在の場合は労働者自身。

5° 大臣：労働雇用大臣

6° ARAB：労働における保護に関する一般規制

[7° 内部サービスに関する王室法令：労働における予防と保護に関する王室法令 1998 年 3 月 27 日(1)]

[第 2 条—内部サービスに関する王室法令のセクション II で言及している任務の実施を外部サービスに依頼する際、あるいは依頼する必要が雇用者に発生した際には常に、雇用者は単一の外部サービスのみならず依頼しなければならない。

外部サービスは第 1 段落に言及している任務を遂行し、内部サービスと協同して作業行う。またこのサービスは雇用者や職務ラインのメンバー、各労働者が利用できるものとし、特に各種の有用な情報やアドバイスの提供を行うものとする。

第 1 段落の例外として、最初の外部サービスが条例第 40 条 §3 の第 3 段落で言及している認可を有していない地域に事業用設備が存在する場合、雇用者は第二の外部サービスに依頼しなければならない。

第 1 段落の例外として、内部サービスに関する王室法令第 4 条第 4 段落が雇用者に提供する可能性を損なわなければ、事業用設備が前記任務の遂行のため継続的に特別のスキルや専門的機器を必要とし、また第一の外部サービスはこれらを有しない場合、雇用者は第二の外部サービスに依頼することができる。(1)]

[第 1 段落の例外として、雇用者は設置されている事業用設備のどれに対してでも別の外部サービスを依頼することができる。各事業用設備においては、単一の外部サービスが第 1 段落で言及している任務の全てを遂行するものとする。(6)]

第 3 条—[雇用者が自らの意思によって、または委員会の要請を受けて、複数の外部サービスへの依頼、内部サービスの任務の外部サービスへの委託、外部サービスに依頼していた任務の内部サービスへの委託、外部サービスの変更を行う場合、権限を有する委員会（複数の場合あり）に事前の助言を求めなければならない。(6)]

合意に至らなかった場合、雇用者は監督責任を負う担当官に助言を求めるものとする。

担当官が関係者に聴取の上、見解の調整を試みるものとする。

調整が和解に達しない場合、監督責任を負う担当官は雇用者に対して書留郵便によって助言を通知する。

判定の前に、雇用者は監督責任を負う担当官からの助言を、通知を受領してから 30 日以内に委員会へ報告する。

通知は郵便局へ引き渡し後 3 営業日で受領されたものとみなされる。

セクション II—外部サービスの設置と管理に関する一般的な原則

第 4 条—外部サービスは以下によって設置することができる。

1° 雇用者

2° 国、地域、地方、公共機関、州、市町村

外部サービスは、ベルギー領土全体、複数の共同体によって管轄される領域、境界の定められた領域、特定の活動セクター、または特定領域の様々な活動セクターのために設置される。

外部サービスの域内またはセクター内での権限は、医療監査を所管するセクションを含めて、条例 [第 40 条§ 3 第 1 段落 (1)] で言及している機関によって独占的に決定される。

第 5 条—外部サービスはベルギーの法に従い、非営利組織として設立される。

第 1 段落の例外として、第 44 条で言及している [常設運営委員会(9)] による助言の後に、

大臣は国、地域、地方、公共機関、州、並びに市町村の非営利組織として設立されなかった機関を承認することができる。

第6条—法人は以下の社会的な目的を独占的に有する。

- 1° 当該外部サービスの管理。
- 2° 条例とその施行令の命ずるところに応じた、外部サービスの任務、並びにそれに直接関連する予防活動の完遂。

外部サービスは、雇用者が条例とその試行令および契約の諸規定の遵守を保証する限り、雇用者と契約を合意する責務を常に負う。

外部サービスを構成する各部署は、独自の法人格を有してはならない。

第7条—[§1. (4) 外部サービスは任務遂行義務を負う企業や機関と直接的あるいは間接的利益関係を持ってはならない

[§ 2. 外部サービスは以下の条件を満たす必要がある

- 1° 外部サービスは総合的品質管理の原則に則って任務を遂行する；
- 2° 活動開始にあたり、外部サービスは総合的品質管理に関する政策論を用意していなければならない(4)]

[§ 3. 外部サービスは NBN EN ISO 9001 (2) 基準に則って認定された品質システムを適用し、その証明を提示するものとする。

2002年12月31日に承認された外部サービスで、承認がその後更新されたものは、前段落で言及している証明を遅くとも12月31日までに提出しなければならない。また同時に、4年間の活動の後には、総合品質管理の原則を適用していることを示す文書を提出しなければならない。

2003年1月1日以降に初めて承認される外部サービスは第1段落で言及している証明書を、遅くとも活動の2年以内に提出しなければならない。

第 1 段落で言及している証明は、内部サービスに関する王室法令のセクション 2 で言及している任務の遂行に対する証明書を指す。これは、認証団体、試験団体および実験研究所の認可に関する 1990 年 7 月 20 日付条例に従うか、欧州経済地域内に設立された同様の認証評価団体に従って、これらの品質システムの評価を実施するためにベルギーの認証評価システムによって明確に認められた団体によって発行されたものである。

外部サービスは NBN EN ISO 9001 規格によって可能となる手段を利用して、その特定の要件を適用除外とすることはできない。(4)]

第 8 条—外部サービスは任務を常時完全かつ効率的に遂行するために必要な物質的、技術的、科学的、並びに金銭的資源を有するものとする。

これらの資源は遂行される任務の内容、リスクの特徴、外部サービスを依頼している企業や施設の規模、並びに第 7 条で言及している総合品質管理の原則[または品質システム(4)]を考慮のうえ、役員会によって決定される。

第 9 条—外部サービスは、企業の会計システムと年度決算に関する 1975 年 7 月 17 日付条例の規定とその施行令に従い、年度決算、予算編成、企業間医療サービスの会計システムに関連し、監査役の任務に関する規定も含む王室法令 1992 年 1 月 23 日を特に考慮して、会計を行うものとする。

第 10 条—全ての外部サービスは、実施する任務について料金システムを作成するものとする。

この料金システムは大臣に報告される。

[この料金システムはセクション II の 2 に定められている予防カウンセラーの業務遂行に対する最低保証報酬を考慮したものでなければならない(1)]

[**第 11 条**—セクション II の 2 で言及している最低保証報酬からの減額を目的としているか、または結果的に減額とになる値引き、返品、返金その他の取引は、いかなる形であっても外部サービスが申請してはならず、雇用者に提案されることもあってはならない。雇用者もこれを要求することも受容することも許されない。契約が公契約締結前にされたものであっても同様である(1)]

第 12 条—外部サービスの事業によって得られた収入は、法令とその施行令の実施のために

外部サービスが委託を受けた任務の遂行を可能にするために使用されるものとする。

余剰分は全て以下に使用されなければならない。

- 1° 労働における労働者の福利に関する科学的調査。
- 2° 当該の企業や施設、または特定のセクターで労働に勤めている労働者の福利に関する具体的な行動計画の準備。

第 13 条—外部サービスはサービスを利用する雇用者と合意文書を作成するものとする。[合意文書は委員会へ事前の助言を受けるために提出され(11)]、特に以下の条項を含むものとする：

- 1° 外部サービスに委託される任務（複数の場合あり）。
- 2° 合意された各任務の遂行のために雇用者に提供される活動の特徴、規模、並びに最低実施期間。
- 3° 雇用者が自らの事業や施設内で外部サービスに対して居室や器具として提供する資産
- 4° 「労働における予防と保護に関する内部サービス」との共同作業となる業務の進め方
- 5° 委員会との関係
- 6° 合意の解消方法。特に第 13 条の 4 で言及している固定報酬の調整に対するその影響について(11)]

合意は期間を定めずに行われ、以下で解消される：

- 1° 職権上、外部サービスが承認を取り消された場合。
- 2° どちらかにより打ち切られた場合。通知がなされた当該年度か翌年の 12 月 31 日に終了する契約期間の、翌月の 1 日に始まる最低 6 ヶ月を通知期間とする（2009 年 6 月 18 日以前の通知には適用されない(11)）]

監督責任を負う担当官は、必要に応じこの合意書を確認できる。

外部サービスは合意書で言及している任務を遂行する義務を負う。

〔セクションIIの2—外部サービスの予防カウンセラーの業務に対する最低保証報酬

第13条-2—本セクションは雇用者と条例第2条で言及している同種の人物、並びに内部サービスに関する王室法令第8条と11条の実施のために雇用者が依頼する外部サービスに適用される。

第13条-3—雇用者は外部サービスに対して、以下の実施に必要な一般的な最低限の業務分に充当するものとして固定報酬を支払う義務がある。

- 1° 内部サービスに関する王室法令の第8条と11条に言及している任務及び職務の遂行。このサービスは、同法令第5条及び第7条の実施において外部サービスによって実行され、また第13条第1段落の1°、2°の実施に関して結ばれた合意において述べられている。
- 2° 労働における予防と保護のための委員会の任務および業務に関する王室法令1999年5月3日第31条の2で言及しているアドバイスの提供。
- 3° [条例第5章の2の実施において予防カウンセラーに割り当てられた、労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントの予防と保護に関連する任務と職務(2)]

第13条-4-§1 第13条の3で言及している固定報酬は最低年間料金であり、以下に相当する：

- 1° リスク分析の結果、医療観察が不要であると判断された労働者一人当たり 13.58 ユーロ。
- 2° 医療観察が義務化されている労働者一人当たり 95.09 ユーロ。

§2. 固定報酬の総計に予防カウンセラーとそのアシスタントに発生し得る交通費は含まない。

第13条-5—雇用者が外部サービスに委託するその他の業務のうち、特にリスクマネジメントに関する任務の範疇で行われる調査、研究、計測、管理で、これら分析の一部となるか専門的な評価手法を要するものは、一般業務に対する追加作業と解釈され、別途最低

81.51 ユーロが 1 時間当たり課金される。

第 13 条—6—医療観察の範疇で行われる分析、放射線検査、機能テスト、またはその他の目的別テストの費用は、1994 年 7 月 14 日に整理された、医療処置と費用のための強制保険に関する条例第 35 条の実施においてまとめられている、医療サービス項目の目録に示されている費用に従って決定される。

第 13 条—7—第 13 条の 4 § 1 1°の例外として、全労働者が 20 人未満の雇用者で、リスク分析の結果医療観察不要と判断されるものは、以下の単発の最低固定報酬が課される：

1° 全労働者が 9 人以下の場合、全事業分として 81.51 ユーロ；

2° 全労働者が 10 人以上の場合、全事業分として 163.02 ユーロ。

第 13 条—8—§1. 第 13 条の 4 § 1, 1°と第 13 条の 7 で言及している最低固定報酬の算出に際して参照されるべき労働者数は、前暦年の社会保障局(NOSS)への 4 回分の四半期納税申告に記載されている人数の平均に一致するものとする。

§2. 第 13 条—4 §1, 2°に記載されている最低固定報酬の算出に際して参照されるべき労働者数は、労働者の福利監視に関する王室法令 2003 年 5 月 28 日の第 6 条 §§1 と第 7 条 §1 で言及している名簿に登録された労働者の数に一致するものとする。

第 13 条—9—条例の施行令において、労働者に年次以外の周期で定期健康測定が提供されている場合、雇用者は外部サービスに、95.09 ユーロを定期診断間の年数で除した額の年次固定料金を外部サービスに支払う。

第 13 条—10—政府部門の一部経費と王国の消費価格の指標をリンクさせたシステムの制定に関する 1977 年 3 月 1 日付条例の第 2、4、5 条と第 6 条 1°で定められた原則に従い、最低固定報酬は消費価格の指標と連動する。

同条例の第 4 条により、競争力保護に関する 1989 年 1 月 6 日付条例の実施に関する王室法令 1993 年 12 月 24 日の第 18 条§ 2 の補足により、調整済みの指数のみを社会給付 (social benefits) の検討に使用するものとする。

基本ピボット指標は 107.30 (ユーロ) とする。

第13条-11 各サービスは、以下の支払い条件の範囲内で、雇用者との合意に従って料金を受け取る。

- 1° 第13条の7に記載されている単発の最低固定報酬の金額は、遅くとも雇用者と合意がなされた30日後、または既存の合意がある雇用者については当該年の1月31日までに支払われるものとする。
- 2° 第13条の4で言及している最低固定報酬は仮の四半期毎、あるいは遅くとも暦上の四半期終了後、30日後までに支払われるものとする。ただし、現行年度中に支払われる最初の支払い額は、第13条の7で言及している単発の最低固定報酬以下であってはならない。
- 3° 暦年に対する勘定の総額は、遅くとも翌年の2月末までに支払われなければならない。

第13条-12 当セクション各条項の実行によって発生する争議はすべて、医療労働視察団へ報告されなければならない(1)]

セクションIII 外部サービスの構築

第14条 外部サービス内に助言委員会が設置されるものとする。これは、当該組織を形成する雇用者の代表者と、合意が締結されている雇用者に雇用されている労働者を代表するメンバーが共同で組織する。

労働者の代表者は、労働における予防と保護に関する最高評議会によって代表される労働者の組織によって任命される。

これらのメンバーは4年の任期で任命され、再任も可能である。

人数は3人以上5人以下とする。

[雇用者の代表者は「労働における予防と保護に関する最高評議会」によって代表される雇用者の組織によって任命され、人数は労働者の代表者数を上回ってはならない(11)]

助言委員会のメンバーの1名を議長とする。

助言委員会のメンバーのそれぞれに対し、実働メンバーが参加できないときのために、補

充する補充メンバーが任命される。

雇用者の代表または労働者代表の選定に当たって意見の不一致が発生した場合、第 44 条で言及している[常設運営委員会(9)]が判定する。

[助言委員会は社内規則を作成する。最低限の内容としては、法的に有効な会合開催に必要な出席者数と合意の形成に際して準拠する手順を含む必要がある(1)]

第 15 条—助言委員会は、第 18 条、20 条、24 条の条項を損ねることなく、以下の領域について外部サービスを組織的に管理する権限を有する。

- 1° 外部サービスの年度決算と予算編成。
- 2° 総合品質管理の原則[および第 7 条§ 3 第 1 段落で言及している品質システム(4)]の実施。
- 3° 予防カウンセラーの人数とそれぞれの専門領域に合致したセクションの編成。
- 4° 予防カウンセラー間、アシスタント間の職務分担。
- 5° 合意が結ばれている雇用者の事業所で、それらの雇用者の特性の範囲内で実施されるべき最低限の業務。
- 6° 予防カウンセラーとアシスタントの任命、交代、または解任。
- 7° 外部サービスの収入の使用。
- 8° 業務の実施を含めた、外部サービスの活動の四半期毎の継続的管理。
- 9° 外部サービスの年次活動報告。
- 10° 外部サービスの権限の[更新(1)]

助言委員会は第 1 段落 1°、及び 7°から 10°までで言及している領域に関する助言を行う。

同委員会は、第 1 段落の 2°から 6°で言及している領域に関する社内方針の基準に関して事前の同意を与えるものとする。

[3 人以上の助言委員会メンバーの要請がある場合、役員会、またはサービスの管理を委託されている人物は委員会に対して、第 1 段落で言及している領域に関する任務の遂行に必要と思われる全ての情報と文書を提供する。(11)]

[[和解が得られなかった場合、助言委員会または役員会は常設運営委員会に当該案件について報告の上、監督責任を負う担当官に助言を要請する。(11)]

担当官が関係者を聴取し、それぞれの見解の仲裁を試みる。

調停が得られなかった場合、監督責任を負う担当官が助言を行い、役員会へは書留郵便でその内容を通知するものとする。

通知は郵便局への引き渡し後三営業日で受領されたものとみなされる。

決定を行う前に、役員会は助言委員会に対して、監督責任を負う担当官からの助言について報告する。これは通知が受領されてから 30 日以内に行われるものとする。

第 16 条—助言委員会は第 15 条で言及している任務の遂行のために、3 ヶ月毎に会議を行う。

これら会議の最低 1 ヶ月前までに、当該サービスの管理責任者が参加者に、前期に関する報告書を送付する。報告書には当該サービスの活動、該当する場合はサービスの組織や運営、スタッフの状況に関するあらゆる問題が含まれる。

当該サービスの管理を委託されている人物が自らこの報告書を発表する。その際、それらのセクションを管理する予防カウンセラーの支援を受けるものとする。

この報告書は、大臣の設定による書式に準じるものとする。

一年間のサービスが終了するたびに、役員会議長は助言委員会に対して、公認会計士によって作成された報告書を添付した、当該サービスの年度決算書を提出する。

監督を所管する担当官は、役員会議長から事前に助言委員会会議の日時と場所を通知される。担当官は、職権により会議への参加が可能で、発言を要求することもできる。任務の範囲内では、希望する情報の全てを提供されるものとする。

第17条—外部サービスの内部で、当該サービスの統括と管理を委託される人物が指名され、その人物は統括と管理についての最終責任を負う。

この人物は、以下の条件を満たす必要がある。

1° 第22条で言及している条件に合致しており、第21条で言及している分野のどれかに十分な能力を有していることの証明。(1)]

2° 必要とされる専門知識を用いて当該サービスを主導できる、適切な科学的・専門的な経験を有していること

3° 無期限の雇用契約を外部サービスとの間に結んでいること。

4° 外部サービスの常勤であること。

[外部サービスの統括または管理を委託されている人物が、2002年1月1日時点で3年以上この職務を担当している場合、助言委員会の事前承認が遅くとも2003年1月1日に得られていることを条件に、第2段落1°で言及している条件は適用されない。この人物は、大学レベルの高等教育の資格か、大卒資格の所有者である必要がある。]

第18条—外部サービスの統括を委託された人物には以下の具体的な任務が与えられる：

1° 外部サービスを構成する様々なセクションの活動を調整すること。

2° 雇用者のもとで実施されている外部サービスの任務が、雇用者の内部サービスと連携して行なわれるようにすること。

3° 外部サービスにおける総合品質管理[または品質システム(4)]の原則の適用を準備し、守ること。

4° 外部サービスの運営に関する年次報告書を作成すること。

5° 以下を実施する予防カウンセラーを書面にて任命すること。

a) 「労働における予防と保護に関する内部サービス」との協議の上、労働における予

防と保護に関する内部サービスに関する王室法令 1998 年 3 月 27 日第 8 条及び 10 条の条項に従って外部サービスが取り組む必要がある、または取り組む必要が発生する補完的任務や職務の一覧を作成する。

b) 第 13 条に従い、雇用者と結ぶ合意書を作成する。

6° 外部サービスの任務遂行に必要な物質的、技術的、科学的手段に関する役員会への提案書を提出する。

外部サービスの管理を委託された人物は、当該サービスの管理に関する自身の活動について、役員会に対してのみ説明義務を負う。

第 19 条— §1. 外部サービスは、専門分野をまたがって構成されるリスクマネジメントを担当するセクションと、医療観察を担当するセクションの 2 つで構成される。

§ 2. 外部サービスは、資格を有する看護師や、第二レベルの追加訓練コースを修了しているソーシャルワーカーなどの人物によってサポートされる予防カウンセラーで構成される。

これらの外部サービスを補完する人物は、彼らがサポートする予防カウンセラーの責任の下で業務を行なう。

[第 18 条 5°, a) の遂行に当たって、職場への最初の訪問は、第 22 条で言及している予防カウンセラーが行なう。

医療監察を義務化されている労働者が皆無の雇用者や、労働者が非年次医療監視の対象となっている雇用者については、2 回目以降の職場訪問は、予防カウンセラーのアシスタントで、最低限追加第 2 レベル訓練コースを修了しているものが 3 年ごとに行うものとする。

労働者に安全管理業務を担当させている雇用者、または労働者が身体的、精神的、または心理社会的なストレスを受ける雇用者については、前段落で言及している予防カウンセラーのサポートを行なう人物によって年次の職場訪問が行なわれるか、定常リスク分析の一環として第 22 条で言及しているように、予防カウンセラーによって 2 年に一度職場訪問が行なわれる。

労働者に対して、職業に伴う病気や職業を発端とする疾患の原因となる物理的、化学的、または生化学的因子と接触させている雇用者については、前段落で言及している予防カウ

ンセラーが1年に一度職場訪問を行なう(1)]

§3. セクションの統括を委託された人は、そのセクションの業務遂行に関する最終責任を負う。

第20条—リスクマネジメントを担当するセクションは、第1レベルの追加訓練コースを修了した技術者であり、

1° 学問的背景も適している人物か、

2° または労働における予防と保護に関する10年以上の有益な専門的経験を有することを証明できる産業技術者

によって統括される。

[セクションの管理を担当する予防カウンセラーは、当該サービスの統括を委託されている人物に対してのみ、セクションの統括、管理、編成に関する自身の業務についての報告義務を負う(1)]

このセクションの構成員は、この予防カウンセラーの責任の下で職務を遂行する。

第21条—リスクマネジメントを担当するセクションは、以下の分野の専門家である予防カウンセラーで構成される：

1° 職場の安全

2° 労働医学

3° 人間工学

4° 労働衛生学

5° [労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントを含む(2)]労働における心理社会的な側面

[**第22条**—予防カウンセラーは、第21条に言及している分野の一つにおいて次の条件を満た

していれば、その資格を有するものとする。

[1° 労働における安全に関して、大学教育を受けたエンジニアまたは産業エンジニアで、かつ労働における予防と保護のための内部および外部サービスの予防カウンセラーの研修および再教育コースに関する王室法令2007年5月17日に述べられている追加の第1レベルトレーニングコースを修了していることを証明すること。 (10)]

2° 労働医学に関して、医師の資格を有し、さらに、

- 労働医学の実務に携わることを許可する証明書を有するか、
- 労働医学の専門家の資格を有するか、
- 労働医学の専門家としての資格を取得するための理論的訓練（学際的な基礎訓練に必要な知識を含む）を経て、その後遅くとも3年以内に資格を取得する予定であること。

3° 人間工学に関しては、大学または大学レベルの高等教育（その課程の主要な部分は、人体測定学・生体力学および動力学か、解剖学および作用生理学か、または労働および組織の分野における心理学のいずれかとする）の修了証書の保有者で、労働における予防と保護のための外部サービスの予防カウンセラーの専門知識に関する王室法令2003年12月5日に言及している基礎的な学際的訓練と人間工学における専門課程を修了したことを証明し、さらに人間工学の分野において5年の経験があることを証明すること。

4° 産業衛生に関しては、大学または大学レベルの高等教育（その過程の主要な部分は、化学、物理学および生物学を含む）の修了証書の保有者で、労働における予防と保護のための外部サービスの予防カウンセラーの専門知識に関する王室法令2003年12月5日に言及している基礎的な学際的訓練および産業衛生学における専門課程を修了したことを証明し、さらに産業衛生の分野において5年の経験があることを証明すること。

5° 労働の心理社会的側面に関しては、大学または大学レベルの高等教育（その課程の主要な部分は、心理学および社会学とする）の修了証書の保有者であり、加えて労働および組織の分野ですでに専門領域をもち、かつ労働における予防および保護のための外部サービスの予防カウンセラーの専門知識に関する王室法令2003年12月5日に言及している労働の心理社会的側面（労働における暴力、いじめ、セクシュアルハラスメントを含む）における基礎的な学際的訓練および専門課程を修了したことを証明し、さらに労働

の心理社会的側面の分野において5年の経験があることを証明すること。

第1段落の3°、4°、5°で言及している専門課程の修了者は、必要とされる専門的経験を得るために、それぞれの分野の予防カウンセラーの責任のもとに、自らの業務を行うことができる。

労働における予防と保護のための外部サービスの予防カウンセラーの専門知識に関する王室法令2003年12月5日の実施前に効力を有していた規定の実施において、労働における人間工学、労働衛生学および心理社会的な側面の分野で専門知識を有する予防カウンセラーの公認外部サービスで業務を行っていた者は、この法令が実施されてから4年以内に第1段落の3°、4°、5°で言及している専門領域の修了を保証するという条件で、その業務を継続することができる。

ただし、第3段落で言及されており、さらに第1段落の3°、4°、5°にある資格の一つを修了している者は、それらが労働における予防と保護のための外部サービスの予防カウンセラーの専門知識に関する2003年12月5日付法令が実施された日に、追加の第1レベルの研修課程を修了していたか、またはこの課程の履修を開始しており、それぞれに関する訓練を少なくとも年間1,000時間実施することを証明できる条件で、上記の専門課程を履修せずに業務を継続することができる。(7)]

第23条—リスク管理に関する同一の任務を実施するとき、同じ予防カウンセラーは2つ以上の分野を同時に代表することはできない。

いかなる場合でも、労働上の安全の分野および労働医学の分野は、同一の人物が実施することはできない。

[第24条—医療上の監督に責任を負うセクションは、第22条第1段落2°で言及している条件に適合する労働医学の予防診断医が長とならなければならない。

この労働医学の予防診断医は、このセクションの統括を委託された人物に対してのみ、セクションの統括、管理および組織編制に関する自分の業務について報告する責任がある。

[労働者の福利監視に関する王室法令2003年5月28日第18、19、23、25条(5)]に規定するこれらの特別ルールは、労働医学の予防診断医に適用される。(1)]

[第25条—医療監査に責任を負うセクションは、労働医学の予防診断医から構成され、それ

ら医師は看護スタッフおよび運営スタッフの支援を受ける。

このセクションを構成する者は、第24条第1段落で言及している労働医学の予防診断医の責任のもとにその業務を行う。

[労働者の福利監視に関する王室法令2003年5月28日第18、19、23、25条(5)]に規定されているこれらの特別ルールは、労働医学の予防診断医に適用される。

医療監査のために経営者のもとで業務を行う間は、労働医学の予防診断医は、医療監査に責任を負うセクションを構成する職員によってのみ補佐を受ける。

法令およびその施行令により課される、医療を目的とした具体的な業務を行う場合には、労働医学の予防診断医は、これら施行令に規定する特定の有資格スタッフの支援を受けなくてはならない。これらスタッフは、医療監査に責任を負うセクションに属することも、属さないこともある。(1)]

第26条—[§1. (1)]第19条§§2 および第21条の規定を侵すことなく、リスク管理を任された予防カウンセラーと労働医学の予防診断医、ならびに外部サービスと連携しなければならない看護スタッフ(1)]と運営スタッフの人数および専門は、外部サービスと契約を締結した雇用者それぞれが行う労働に対して設けられた基準を考慮し、また彼らの任務は常に完全かつ効率的に実施されなければならないという事実を考慮して、決定される。

[§ 2. 予防カウンセラーの最低人数は、以下の業務負担に従い、算出される。

1° 労働医学の予防診断医の業務については、以下の平均値。

- a) 医療監査が義務付けられている労働者1人につき1時間。
- b) 職場における若年者の保護に関する王室法令1999年5月3日第12条に言及している職場の若年者1人につき20分。
- c) 労働における福利に関する法典第8篇の規定に従い、職場で圧力を受ける労働者1人につき20分。

2° リスク管理を任された予防カウンセラーの業務については、勤務している労働者1人につき10分。

§3. 医療監査の対象となっている労働者のために予防カウンセラー/産業医が費やす時間は、以下のように配分される。

- 1° 労働者1人あたり45分が内部サービスに関する王室法令第6条で言及している業務に割り当てられる。
- 2° 労働者1人あたり15分が、内部サービスに関する王室法令第5条で言及されており、リスク管理セクションを構成する他分野の予防カウンセラーと共同で行われる任務の実施に割り当てられる。(1)

第27条—予防カウンセラーの業務は、外部サービスに割り当てられた業務を常に完全かつ効果的に完了させるために当該予防カウンセラーが実施しなければならない業務の全てであると理解される。

予防カウンセラーが外部サービスのメンバーである別の雇用者のもとに出張する際に負担しなければならない旅費は、これらの業務に含まれない。

さらにこれらの業務は、これらの任務を良心的かつ完全に行うために必要な研究調査に費やした時間を考慮に入れる。

第28条—外部サービスは、同一の雇用者のもとではこのサービスにおける異なる任務は常に同一の予防カウンセラーチームが行うように組織される。

雇用者は、予防カウンセラーの氏名を委員会に提出する。

第29条—契約に関連した介入毎に、外部サービスは以下のデータを含む報告書を通常作成する。

- 1° 介入が行われた雇用者を示すデータ。
- 2° 介入を行った予防カウンセラーの氏名と資格。
- 3° 品質マニュアルの典拠、作成され次第。
- 4° 介入の日付。